

令和 8 年 地方分権改革に関する提案募集要項

内閣府地方分権改革推進室

1 趣旨

内閣府地方分権改革推進室（以下「当室」という。）では、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づき、地方分権改革に関する全国的な制度改正に係る提案を募集します。

2 提案の主体

（1）提案主体は、以下のとおりとします。

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む。）
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。）
- ④地方公共団体を構成員とする組織（上記③を除く。）

（2）提案が一定の広がりを持ち、説得力のあるものとなるよう、自主的に他団体と連携して行う共同提案を推奨しております。共同提案に向けて積極的な御検討をお願いします。

※これまで提案の実績がない市町村など、提案のニーズはあるもののノウハウや知見を有していない市町村からの提案を促進するため、都道府県によるサポートや都道府県と市町村間の連携等の取組について積極的な御検討をお願いします。

3 募集する提案の対象

提案の対象は、

- ・地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。以下同じ。）
- ・地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）

とし、具体的な取扱いとは別紙「募集する提案の対象に係る具体的な取扱いについて」を御参照ください。

4 重点募集テーマ等について

（1）令和 8 年提案募集においては、従来どおり上記 3 に当たる提案を募集することとした上で、類似する制度改正等を一括して検討するため、以下のテーマに係る提案を重点的に募集することとします。

①事務処理方法の見直し

人口減少下における資源制約の深刻化、デジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のための事務の廃止や、より広域的な観点で処理すべき事務等に係る各主体間の連携の推進等を行う提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

- (1)事務負担の軽減のための事務の廃止を求めるもの
- (2)国・地方間の連携や自治体間の連携の推進に資するもの
- (3)事務処理の広域化や法人への委託等による外部化を求めるもの

②デジタル化

住民サービスの向上や自治体の業務効率化につながる行政手続のオンライン化や情報連携などのデジタル技術の活用を行い、手続自体の廃止・効率化を進める提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

- (1)行政手続のオンライン化に必要なシステム等の環境整備を求めるもの
 - ①自治体への申請等のオンライン化について、国が整備した共通システム等の活用を求めるもの
 - ②オンライン上で添付書類の提出や手数料納付を可能とすることで、一連の手続がデジタルで完結することを求めるもの
- (2)行政手続のオンライン化にあわせて、手続の廃止・効率化を求めるもの
 - ①行政機関間の情報連携等を活用することにより、添付書類の省略や審査に係る負担の軽減を求めるもの
 - ②自治体が受付や審査等を行い、国等へ進達する事務（経由事務）を廃止し、国等に対して直接手続することを求めるもの
- (3)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの（以下「共通化候補（令和8年度選定分）に関する提案」という。）

以下の当面の具体的視点（「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）参照）に合致する業務・システムの共通化を求めるもの

 - ①新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
 - ②制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム
 - ③データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

③地域におけるサービスの維持・向上等

人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るための基準等の見直しや、地域経済の付加価値創出による活性化などを目指した取組を推進する提案を幅広く募集します。

<提案の視点の例>

- (1)サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の見直しを求めるもの
 - ①人員基準、資格要件の見直しに関するもの
 - ②施設運営基準等の見直しに関するもの
 - ③その他基準・手続の見直しに関するもの

(2)地域経済の活性化に資する規制緩和等を求めるもの

- ①産業用地の確保等の円滑な事業活動に資する環境整備を求めるもの
- ②地域の事業者をより迅速・効果的に支援するための見直しを求めるもの
- ③地域のイノベーション創出・研究支援に資する見直しを求めるもの

(3)広域リージョン連携の推進に資するもの

- ①制度が、各自治体が単独で事務処理を行うことを想定しているため、広域リージョン連携の取組において、複数の団体が共同して事務を行う場合に支障が生じるもの
- ②自治体を専ら対象としている制度であるが、広域リージョン連携の取組において、官民連携で事業に取り組もうとする場合に支障が生じるもの

※複数の重点募集テーマに該当する提案も可能です。例えば、行政手続のオンライン化に伴い、事務の廃止やその外部化にもつながる提案については重点募集テーマ①及び②に該当、と整理いたしても構いません。

※上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方分権に資する提案を広く募集しております。

※提案があった制度・事務と類似の支障や課題等を有する制度等がある場合は、一括して改正を検討することが迅速かつ効果的な対応につながります。そのため、発案いただいた提案について、類似の制度等がある場合には、それらも併せて幅広く御提案くださいますようお願いいたします。

(2) 各団体において、個別に各府省庁に対して行っている政府要望等の内容についても、地方に対する規制緩和又は権限移譲に該当するものであれば提案募集の対象となりますので、積極的に提案を御検討ください。また、特に令和9年(度)に制度見直しや転換期の到来が見込まれる案件については、見直し検討の時機を逸しないよう、本年の提案募集において積極的に御提案ください(例えば、国の基本方針の見直しや委員の改選時期など)。

5 募集期間

令和8年2月2日(月)から4月21日(火)まで(原則)

※事前相談は、可能な限り2月2日(月)から3月27日(金)までをお願いします。

※本提案様式の記入内容に不備があった場合、修正に時間を要する場合がありますので、可能な限りお早めに御提出ください。

6 提案募集に係る事前相談

現場に密着した課題解決に向けて、提案内容を充実させ、着実に成果を得る観点から、当室との事前相談を可能な限り行ってください(事前相談の時点では首長の了解は不要です)。

事前相談の受付後、当室において提案の対象性や記載内容について確認の上、提案内容の充実に向けたアドバイスを行います。本提案までに時間があるほど、十分なアドバイスができ提案内容の充実につながりますので、早めの相談をお願いします。なお、早期の相談の場合は、まずは支障事例等の問題意識を示していただくなど簡易な内容で差し支えありません。

また、頂いた事前相談のうち提出団体の了承があったものについては、全ての地方公共団体等に事

前相談期間中・期間後の計2回情報提供する予定です。類似の支障事例や提案への賛同意見が数多く集まることは提案実現の後押しとなりますので、他団体が提出した事前相談も幅広く御確認いただき、積極的に共同提案や追加共同提案への参画を御検討ください。

(1) 様式 事前相談様式（別添2）

(2) 相談方法

事前相談様式に記入の上、電子メールにて以下のメールアドレスに送付してください。

- ・メールアドレス：[REDACTED]
- ・件名は「事前相談 ○○県▲▲市」として送付ください。

(3) 留意事項

- ・ 事前相談様式の入力に当たっては、様式中の「入力に当たっての留意事項」を御確認ください。
- ・ 重点募集テーマに関する項目など、昨年から事前相談様式を一部変更していますので、本年の様式で御提出するようお願いします。
- ・ 事前相談の内容に関する各府省庁の要綱、通知、事務連絡等について、可能な範囲で事前相談様式の提出の際に併せて提出いただくようお願いします。
- ・ 事前相談様式の記入に先立ち、まずはメールにより支障事例等の問題意識を示していただき、今後の方向性を相談いただくことも可能です。御希望される場合は「11 問合せ先」まで御連絡ください（簡易な御相談は電話等でも可能です）。
- ・ 共通化候補（令和8年度選定分）に関する事前相談については、行政改革担当課又は情報政策担当課に内容を共有の上、「既存システムの有無」等の追記項目を記入し、提出してください。当該事前相談については、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局にも情報提供させていただきます。また、共通化候補（令和8年度選定分）に関する提案は、同事務局において、共通化候補の選定の参考とします。なお、詳細な情報把握のため、同事務局から意見照会や実態把握の御依頼を提案団体にさせていただく場合があります。

7 本提案の提出方法

本件の重要性に鑑み、首長の了解を取った上で、以下のとおり本提案を御提出ください。

(1) 様式 本提案様式（別添3）

(2) 提出方法

①LGWAN が活用可能な団体は「一斉通知・調査システム」（下記 URL）から御提出ください。

<https://www.iais.soumu.hq.admix.go.jp/>

②LGWAN を活用できない団体は、以下のメールアドレスに送付してください。

メールアドレス：[REDACTED]

※本提案様式の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。

※「提案主体名」については、複数主体による共同提案の場合は、主提案団体（提案に関する窓口を担当する団体）の名称を記入してください。

（例：○○県▲▲市 △△△の権限の市までの移譲、又は、□□の規制緩和）

合は、提案様式の一番上に記載されている提案の名称を記入してください。

※参考資料がある場合には、提案のどの部分に対応するか分かるようにしていただき、電子データ化した上で、本提案様式と併せて御提出ください。

※（②メール提出の場合は）メールの件名は「本提案提出 提案主体名」

（例：本提案提出 ○○県▲▲市）としてください。

8 本提案様式（別添3）記入に当たっての留意事項

（1）重点募集テーマ②「デジタル化」(3)の共通化候補（令和8年度選定分）に関する提案にあつては、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、対象候補の検討に係る当面の具体的視点として、次の3つの視点から行うこととしていることから、どの視点に合致するかを記入してください（複数選択可）。

①新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの

②制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム

③データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

また、提出の際は、事前相談と同様に、行政改革担当課又は情報政策担当課に内容を共有の上、「既存システムの有無」等の追記項目を記入してください。それ以外の提案にあつては、追記項目は記載不要です。

（2）支障となっている制度の根拠条文を示し、制度改正の内容を具体的に御記入ください。また、現行制度の具体的な支障事例や制度改正による効果など、制度改正の必要性についても可能な限り具体的に記入してください。例えば、現在の規制によってどのような事業ができないのか、逆に、地方に対する規制緩和又は権限移譲により、どのような事業が可能となるのか、どの程度の事務負担やコストが削減されるのか、具体的な支障事例（今後発生が想定されるものを含む。）及び効果に基づいて記入してください。

（3）地方に対する規制緩和又は権限移譲を行った場合に懸念される事項があるときは、その懸念事項を解消するための工夫・対応策についても可能な限り記入してください。

（4）提案に当たって広く各層の声を反映する観点から、提案主体は、提案主体の内部部局又は提案主体を構成する地方公共団体から幅広く意見を集約するとともに、住民をはじめ、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループ等からの意見も提案に反映するように努めてください。

（5）「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）など、これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を踏まえて提案するとともに、事情変更等によりこれまでの取組の方向性と異なる提案を提出する場合にはその理由を明記してください。

（参考1）過去の対応方針

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/archive/category02/archive-k.html>

（参考2）過去の提案内容等（提案募集方式データベース）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

- (6) 制度改正の必要性(具体的な支障事例等)の記載がないなど、本提案様式の記入内容に不備がある場合は、本提案を受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。
- (7) これまでの地方分権改革の取組において実現できなかった事項であっても、デジタル化の進展やその後の制度改正の状況等の情勢変化を踏まえ、これまでの議論において想定されていた弊害に対する対応策や代替措置を提示するなどの工夫を講じる、これまでとは異なるアプローチの提案とするなどにより、提案の実現可能性が高まる場合もありますので、幅広く様々な視点から検討してください。
- (参考3) 累次の委員会勧告及びこれまでの地方分権改革の取組、各府省庁の回答等
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>
- (8) 提案内容の詳細等を確認することがありますので、本提案様式には連絡先等を必ず記入してください。

9 提案提出後の対応

- (1) 受け付けた提案は、当室が実現に向けて政府の関係行政機関(以下「関係府省庁」という。)と調整を行います。その過程において、提案に対する関係府省庁の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ねます。なお、例年に比べ大変多くの提案を頂いた場合は、個別に御相談させていただきながら、関係府省庁との調整開始を翌年以降とする可能性もありますので、あらかじめ御了承ください。
- また、特に重要と考えられる提案については、内閣府特命担当大臣(地方分権改革)の下で開催する地方分権改革有識者会議(以下「有識者会議」という。)又は有識者会議専門部会において、集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めます。
- (2) ただし、以下のような提案に該当するものについては、内閣府と関係府省庁との調整は行いません。
- ①最近の閣議決定で見直しの方向性が決定された事項等のうち、その効果を検証するのに十分な期間が経過していないものに関する提案であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの
 - ②現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないもの
 - ③補助金等に係る提案で予算編成過程での対応が主となるもの(この場合には、関係府省庁に対して提案内容について予算編成過程での検討を求めることとします。)
- (3) 以上を踏まえ、提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出することを基本とします。
- (4) 提案の内容、提案に対する関係府省庁の回答及び当該回答に対する提案主体の見解等並びに最終的な調整結果については、内閣府のホームページに掲載します。また、当室は、実現しなかった提案について、次年以降の提案及び検討の参考とするため、当該提案に関する提案主体及び関係府省庁の意見等を公表します。
- (5) 共通化候補(令和8年度選定分)に関する提案の中から、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」において共通化候補(令和8年度選定分)を選定します。共通化候補として選定されたものについても、提案に対

する関係府省庁の回答、当該回答に対する提案主体からの見解の提出等を重ね、提案に関する対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行います。

10 参考情報

(1) 本提案・事前相談に係る検討について

- ①過去に受け付けた提案内容等については、提案募集方式データベース（下記 URL）に掲載しております。「医療・福祉」、「土木・建築」など分野ごとに過年度分の提案を検索することも可能です。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>

- ②「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和 8 年版）」（下記 URL）において、提案検討のポイントや支障事例の考え方、提案に向けた地方公共団体独自の取組事例等、実践的なノウハウを幅広く掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/handbook.html>

- ③地方が行った取組と具体的成果を取りまとめた地方分権改革事例集（下記 URL）を掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/jirei/seikajirei.html>

- ④地方分権改革及び提案募集方式の基礎を学んでいただくための学習動画、提案募集方式の成果事例をわかりやすく解説した動画について「提案募集成果事例動画」（下記 URL）を掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/seihuinternettv.html#teianseikajirei>

- ⑤提案募集方式を身近に感じてもらうための啓発資料（4 コマ漫画）について、「研修編」、「PR 編」（下記 URL）を掲載しております。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/yonkoma.html>

(2) 業務・システムの共通化の取組について

- ①「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（下記 URL）には、共通化の基本的な考え方、取組の方向性、今後の推進体制等が記載されています。

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/1ec5c9d1/20240621_policies_priority_outline_06.pdf

- ②「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」の説明会動画（下記 URL）が掲載されています。

<https://www.youtube.com/watch?v=gUnRl42Molc>

- ③「共通化の対象選定に向けた令和 7 年度の対象候補の選定及び作業依頼について（令和 7 年 9 月 26 日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会決定）」（下記 URL）には、共通化候補（令和 7 年度選定分）として選定された業務・システム、その選定理由、各制度所管府省庁への依頼事項が記載されています。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozakaikaku/kyotsu12/kouho_r7.pdf

- ④共通化候補（令和 7 年度選定分）の選定の経緯については、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局のホームページ（下記 URL）中段の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」（令和 7

年 8 月 25 日～9 月 26 日) 及び「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム」
(令和 7 年 7 月 2 日～9 月 19 日) を御参考としてください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/index.html

11 問合せ先

内閣府 地方分権改革推進室

(住所 〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館 8 階)

■募集要項及び個別の提案・事前相談に関する事項 (提案募集総括担当)

電 話 03-3581-2437、 メール 

■上記以外の提案募集に関する事項 (地方支援担当「分権提案支援ダイヤル」)

他の地方公共団体の取組に関すること、研修会の開催等に関すること、ハンドブック・事例集
に関すること

電 話 03-3581-2484、 メール 

募集する提案の対象に係る具体的な取扱いについて

(1) 全国的な制度改正に係る提案について対象とします。その際、全国一律の権限移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等についても対象とします(なお、手挙げ方式を求める提案は、地方に対する規制緩和については対象となりません。)。また、提案主体のみを対象とした提案については、対象となりません。

(2) 地方分権改革推進委員会勧告(以下「委員会勧告」という。)では対象としていない以下のような事項に係る提案についても対象とします。

ア 地方に対する規制緩和の場合

委員会勧告では、自治事務に関する法律による義務付け・枠付けの見直しを対象としていましたが、それに限らず①法定受託事務に関するもの、②政省令等によるもの、③補助金等の要綱等によるものも対象とします。

なお、補助金等の要綱等に関する「規制緩和」とは、具体的には、各種補助条件の見直しや手続書類の簡素化を念頭に置いており、補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化などは、「規制緩和」に当たらず、提案募集方式の対象となりません。

イ 権限移譲の場合

委員会勧告では、主として国の出先機関の事務・権限を対象としていましたが、それに限らず本府省庁の事務・権限も対象とします。

(3) 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とします。

すなわち、提案募集方式の提案の対象である地方に対する規制緩和及び権限移譲について、個別条項に関する見直しのみならず、当該事務又は制度そのものの廃止なども含めるものです。

(4) 地方に対する規制緩和又は権限移譲に関連する提案についても対象とします。

すなわち、権限移譲等のための制度改正を行うに当たり、併せて行うことが適切な規制改革や運用改善(例:許認可権限の移譲に当たり、許認可に関する要件の見直しを行う提案)なども含めるものです。

(5) 以下のような提案は、地方に対する規制緩和又は権限移譲に当たらないため、対象となりません。

- ・国・地方の税財源配分や税制改正
- ・予算事業の新設提案
- ・国が直接執行する事業の運用改善
- ・個別の公共用物に係る管理主体の変更
- ・現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

経済財政運営と改革の基本方針2025について

□ □ □ □ □ □ □ □ □

閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2025を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針2025

□ □

経済財政運営と改革の基本方針2025 (目次)

□ □ □ マクロ経済運営の基本的考え方 ----- □

[illegible]

0 . 0

0 . 0

0 . 0 0 0 0 0 0 0 0

0 . 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

第 〇 〇 賃上げを起点とした成長型経済の実現 ————— 6

0 . 0

()

[illegible]

0 . 0 0 0 0 . 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

() .

(Ⅱ) 地域における社会課題への対応

(四) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

(□) 文化芸術・スポーツの振興

0 . 0

()

()

(Ⅱ) フロンティアの開拓

(Ⅱ) 先端科学技術の推進

(Ⅱ) スタートアップへの支援

(Ⅱ) 海外活力の取り込み

(Ⅱ) 資産運用立国の実現

- () 防災・減災・国土強靱化の推進
- () 東日本大震災からの復興・再生及び能登半島地震からの復旧・復興等
- () 外交・安全保障の強化
- () 経済安全保障の強化
- () 外国人との秩序ある共生社会の実現
- () 「世界一安全な日本」の実現
- () 「誰一人取り残されない社会」の実現

① 「経済・財政新生計画」の推進

[illegible]

0 . 0

—51

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

0 . 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中であっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇¹〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含
め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくな
る」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」
を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

[illegible]

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

1

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払い状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

600円前後を維持している。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体の実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

。人口は、2020年1,500万人から2040年1,000万人へと減少する。

中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化するとともに、医療・介護費の増加が顕著となる。2040年には、1,000万人に減少する。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護費の増加が顕著となる。2040年には、1,000万人に減少する。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024³で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊

² 2020年1,500万人から2040年1,000万人へと減少する。
³ 2024年（令和6年）21年度（2025年度）の財政計画。

0 . 0 0 0 0 0 0 0 0

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

資本主義は、過去、自由放任主義や修正資本主義・福祉国家に続き、1980年代から新自由主義が台頭するなど、大きく変遷してきた。新自由主義は、グローバル化の進展とあいまって世界経済の成長の原動力となった一方で、経済的格差の拡大や気候変動問題の深刻化、サプライチェーンの脆弱化など、市場原理に基づく解決を期待することが困難な問題を顕在化させたとも言われている。また、一部の権威主義国が、自由貿易体制やデジタル化の恩恵を受けつつ急速な経済成長を成し遂げた結果、グローバル・インバランスの拡大をもたらしたとの指摘もある。こうした中、一部の国において、保護主義や自国中心主義

4

の動きが強まり、国際協調の形骸化や国際的分断が進行することが懸念されている。

との競合関係にある。他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も発生している。一帯一路構想とも連動した人民元決済による取引の拡大は、将来的には、基軸通貨としてのドルの役割に少なからず影響を及ぼすことを危惧する見方もある。

こうした国際情勢の不確実性の高まりは、我が国の経済財政運営にとってのパラダイム・シフトである。経済安全保障の観点から、官民の叡智を結集しつつ、重要物資のサプライチェーン強靱化や先端技術の保全・育成等を通じ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性・不可欠性の確保に努めることが必要となる。また、価値や原則を共有する同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、政策努力を重ねると同時に、新たな国際秩序・ルール作りにも対応・参画するという戦略・対応策を周到に備えておくことが求められる。

本基本方針に示す政策運営の考え方や方向性については、国民の納得と共感を得ることが重要であり、本方針を含む内閣の重要政策について、内外への機動的・戦略的広報を強化する。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

「（ ）」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向

ける。

の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続的な賃上げにつなげていくことが求められる。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

(三位一体の労働市場改革)

減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的な教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約3,000人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」¹⁹を周知するとともに、「人的資本可視化指針」²⁰の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人（job tag）を強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

(多様で柔軟な働き方の推進)

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度²¹、勤務間インターバル制度の導入促進、選

いわゆる「年収130万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める²⁴。

(個別業種における賃上げに向けた取組)

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

¹⁸ リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。

¹⁹ 生活困窮、障害、ひきこもり、疾病、刑務所出所者であること等により就労が困難な状況にある者。

²⁰ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)。

²¹ 短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度など、勤務時間、勤務地、職種・職務等を限定した制度。

²² 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)。

²⁴ この点に関し、人事院において、官民給与の比較対象となる企業規模の見直しについて、検討がなされている。

規則の改定を促進することを含め必要な環境整備を進める。地方を守る防災力の強化、地方公共団体における国家資格を持つ等専門分野に従事する者を含め会計年度任用職員の処遇改善や能力実証を経た常勤化など在り方の見直しを進める。

地域資源を活用した高付加価値型の地方経済の実現に向け、東京圏以外の道府県の就業な産品である農林水産物・食品(日本産酒類を含む)の輸出額とインバウンドによる食関連て価値創造をしていこうとする企業がある市町村10割を目指す。このため、様々な「新結合」³³を全国各地で生み出すことにより、地方経済に活力を創出し、我が国の潜在的な成長力を引き出していく「地方イノベーション創生構想」として、地域の食や伝統産業に、文化芸術、スポーツ、コンテンツやスタートアップを組み合わせるなど、関係府省庁が連携した支援により、地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る「施策の新結合」、若者や女性や産官学金労言士など、地域内外の様々な関係者が連携・協働、地域外の新たな人材技術を組み合わせる「技術の新結合」に重点的に取り組む。輸出・海外展開の一体的な支援、観光地の高付加価値化、農林水産業のスマート化、日本産酒類の輸出拡大、地域金融力の強化、スタートアップを生み出すエコシステムやその拠点の形成も行う。

政府関係機関の地方移転や企業・大学の地方分散に加え、都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進し、地方への新たな人の流れの創出に向け、関係人口制度を創設し、関係人口を可視化する。地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者や女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。

新たな新技術の社会実装を地方でこそ加速すべく、デジタルライフラインの全国整備を進め、地域の課題解決に向けた取組が行われている市町村10割を目指す。

広域リージョン連携

地域における経済活動や人々の生活は、都道府県域、市町村域に限定されるものではなく、地域経済の成長につながる施策が面的に展開されていく状態を創出できるよう、地方

³³ 異なる分野や領域に属する要素同士を従来にはなかった形で組み合わせること。

[illegible]

() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

我が国の国際競争力強化のため、高規格道路、整備新幹線³⁹、リニア中央新幹線、都市鉄道、港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、モータルコネクトの強化、

航空ネットワークの維持・活性化⁴⁰を推進するとともに、担い手の確保・育成に取り組む。

日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、
ゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争
力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生
活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の育成・確保等に取り組む。

基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、各地域の実情を踏まえ、地方創生
なる取組を進める。リニア中央新幹線については、財政投融資による支援を踏まえ、全線
開業に係る現行の想定時期の下⁴¹、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な
指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を
行う。

2030年度までの「集中改革期間」における物流革新に向け、次期「総合物流施策大綱」
に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モダルシフト、自動運
容、改正物流法⁴²の執行体制の確保を推進する。また、物流・旅客運送業における担い手不
足への対応を強化するため、外国人材の一層の活用を推進する。

(持続可能な観光の推進)

2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円を目指し、地方誘客の促進に向けた、
我が国固有の温泉・旅館・食・歴史等の観光資源・文化資源の磨き上げ・連携を進めつつ、
アドベンチャーツーリズム等の多様な観光コンテンツ造成と収益性改善、ローカルガイド
を含む観光人材育成、高付加価値なインバウンド観光地づくり、国立公園・国定公園・国
ドによる地方路線を含む国内航空ネットワークの利用拡大、クルーズの持続的な成長と拠
備、デジタルノマドの誘客、アウトバウンドの推進による双方向の交流拡大など、インバ
ウンド拡大に係る取組を進める。

持続可能な観光地域づくりに向け、施設改修、廃屋撤去を含めた観光地の面的な受入環
促進とともに、業務効率化・省力化、人材不足対策、オーバーツーリズムの未然防止・抑
制、ユニバーサルツーリズムの促進を含む国内交流市場拡大に係る取組を進める。

これらの観光施策を充実・強化するために、2025年度末までに、新たな観光立国推進基本
計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について、具体的検討を行う。

(ワット・ビット連携)

電力と通信の連携(ワット・ビット連携)により、オール光ネットワーク技術の実装⁴⁵を

⁴⁰ 「国内航空のあり方に関する有識者会議」において、国内線事業の構造改革のための方策について検討する。

⁴¹ 2016 2045 (2037)

⁴² 山小屋・登山道の維持保全やロングトレイルの活用を含む。

⁴⁴ 地方空港を含むグランドハンドリング・保安検査等の空港業務における人材確保・育成、処遇改善等の取組の推進を含む。

⁴⁵ 通信の低遅延性、大容量、低消費電力のサービスが実現し、デジタルインフラ立地制約の緩和が期待される。

進めつつ、電力インフラから見て望ましい地域(脱炭素電力が豊富な地域を含む)や大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導を含め、光ファイバーの地方分散を推進する。

脱炭素電力が豊富な地域やコンビナートを始めとする既存インフラが利用できる地域に対し、内外の投資を集中的に呼び込むため、特区制度等の活用・見直しを含め、事業環境を整備することを検討する。

地方公共団体が行う産業インフラの整備を支援するほか、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正を含めた検討を行う。

(関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり)

人の流れを創出・拡大するため、若者を始め、地方移住を促す取組を強化するとともに、税制の活用も含めた環境整備による企業の地方移転や拠点拡充、産官学金労言士の連携による地域密着型企業の立ち上げ、地域おこし協力隊⁴⁶による人材確保の取組を促進する。関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上、沖縄科学技術大学院大学による産学連携等の産業振興、基地跡地の先行取得等⁴⁷、関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

「北海道総合開発計画」⁴⁸の着実な推進に向け、食・観光・ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展、デジタル産業の集積促進、北方領土隣接地域の振興を更に地域一体で進める取組、官民共創の取組を推進する。ウポポイの充実などアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する。

(関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり)

関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。⁴⁹ 関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。⁵⁰ 関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。⁵¹ 関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

現下の急激に上昇した米価格を落ち着かせ、消費者への米の安定的な供給を確保するた

⁴⁶ 地域活性化起業人や特定地域づくり事業協同組合の活用を含む。
⁴⁷ 沖縄の経済界や地元自治体による将来の基地返還跡地と那覇空港との一体的な利用を目指す構想。
⁴⁸ 関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
⁴⁹ 関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
⁵⁰ 関係人口の増加・定住促進、働き方改革推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
⁵¹ カントリーエレベーター等の再編・集約化等に関する産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置を含む。

めの政府備蓄米を始めとする米の流通の円滑化や消費者、生産者、流通事業等関係者への丁寧な情報発信を含めた総合的対応を進める。

生産性向上に取り組む農業者が意欲を持って営農でき、食料の安定供給が確保されるよう、水田政策の見直しの具体化を進め、新市場開拓用米や米粉用米等の需要拡大、麦・大豆・国産飼料の生産性向上、有機・減農薬減肥料の推進、地域計画に基づく農地の集約化の支援に関する既存制度の見直し・強化に取り組む。食料自給力の確保に向け、土地改良事業の推進、農林水産高校の支援を含む新規就農や法人参入の支援、経営安定対策の実施、多収品種等の導入、情報通信環境の整備、スタートアップやサービス事業体の育成、動植物検疫の強化等により、農業の成長産業化を進める。海外から稼ぐ力の強化のため、輸出和の取れた食料システムの確立に向け、米、野菜等の食料の合理的な価格形成⁵²、食品産業成に向け、大人の食育、農林漁業体験機会の拡大を推進する。中山間地域等の振興のため、実情に合った基盤整備や機械導入の支援、鳥獣被害対策、地域社会の維持に取り組む。農泊を始めとした里業、森業、海業の取組へのインバウンド需要の取り込みを進める。

森林の集約化、デジタル技術を活用した境界明確化、循環利用を担う多様な人材・経営換・木材利用拡大を進める。

海洋環境の激変を踏まえ、資源調査・評価の抜本的改善、新たな操業形態への転換、経営体・人の確保、漁港漁場の整備等による漁業の強靱化、養殖業の成長産業化、海業の全国展開を進める。

()

国際的に遜色ない水準まで官民投資を拡大し、経済成長と文化芸術の振興の好循環を通じて、ソフトパワーによる文化芸術立国を実現する。コンテンツ分野の高度専門人材・中核的専門人材の育成や省庁連携による海外展開を加速し、人材確保のための環境整備を進めるとともに、国立美術館全体の機能を再編・強化しつつ、産業界と連携し、メディア芸術ナショナルセンター(仮称)の機能を有する拠点の整備を推進する。早期開場に向けた国立劇場再整備を国の責任で早急に行うほか、新国立劇場のグローバル展開を含む国立文化施設の機能強化、芸術家等の活動基盤や尊厳ある創造環境整備の強化、首都圏の劇場不足に対応した全国各地の劇場・音楽堂の活用・連携を含む舞台芸術や日本映画の振興、ア保存・修理・高付加価値化、日本遺産の活性化を通じた文化観光の推進、伝統行事や伝統芸能、食文化等の生活文化の振興、博物館・美術館等の地域文化施設の機能強化など、文化資源を活用した地域経済活性化や次世代への継承を進める⁵³。こどもや障害者の文化芸

⁵² サプライチェーン関係者の協議により、原材料費や労務費等の費用を考慮した価格形成に資するコスト指標を作成・公表し、取引に活用する取組を進める。

⁵³ 質上げを含む人材確保の推進及び国立文化財修理センターの整備、高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設(仮称)の整備の推進、皇居三の丸尚蔵館の全面開館、収蔵品の地方展開等の文化財の公開・活用等を含む。

原子力については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査・検査を踏まえ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進める。次世代革新炉⁶²の開発・設置に取り組み、地域の理解確保を大前提に、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での建て替え等の具体化を進める。研究開発や人材育成、サプライチェーンの維持・強化、核燃料サイクルの推進、着実かつ効率的な廃炉の推進、最終処分の実現に向けた国主導での地方公共団体等への働き掛け、道路整備による避難経路の確保や複合災害時の対応等を含む原子力防災体制の充実に取り組む。

低炭素水素等⁶³については、内外におけるサプライチェーンの構築に向けた研究開発、設

サーキュラーエコノミー(循環経済)については、再生材利用拡大と製品の効率的利用を促進する動静脈連携のための制度⁶⁸や太陽光パネルの廃棄・リサイクル制度の検討、プラスチック・アルミ等の金属の再資源化を含め、研究開発や設備投資の支援を行うとともに、国際協力やルール形成を推進する。

地域・暮らしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ⁷²・建物・モビリティ⁷³関連分野において、水・エネルギー・デジタル技術等の連携による新たな価値の創出や、農産物・サービスの普及、「デコ活」⁷⁵やリユースの促進に取り組む。燃料供給体制を確保する観点から、再生可能エネルギーの活用と化石燃料の安定供給の両立を図る。また、気候変動対策に向けた支援を行う。

⁷⁵ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容・ライフスタイル転換を後押しするための新しい国民運動。

排出量の可視化の推進、トラン
ゼロエミッションセンター等の国際機関を通じた支援、我が国の技術や制度の活用による
国際協力を進める。

エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面
では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネル
ギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。
石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するととも
に、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主
総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・
産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実
証に取り組む。

()

web3⁷⁹
デジタル技術の社会実装及びデータの活用を通じた新たな価値の創出を進め、国民一人一
人がその恩恵を実感できる社会をつくる。「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」
⁸⁰
越境データの流通促進やデータセキュリティの取組を進める。事業者向けポータル(仮称)
⁸²の整備を進める。インターネット上の偽・誤情報を含む違法・有害情報への対応として、
2030⁸³
システムの開発を進める。

「デジタルライフライン全国総合整備計画」⁸⁴及び企業・業種横断のデータ基盤・システ
課題の解決とイノベーションを後押しする。

幅広い分野の生産性向上や新たな経済成長を生み出すために、各分野の新技术を支える
推進する。

⁷⁶ (GreenHouse Gas)

⁷⁷ 2021 2024¹⁰

⁷⁸ (Joint Crediting Mechanism)

⁷⁹ (Non-Fungible Token)

⁸⁰ 13

⁸¹ Data Free Flow with Trust

⁸² 事業者が行政手続を行う際に手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援するポータルサイト。

⁸³ 23

⁸⁴ 18

()

用等を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強
よる安全性評価・ツール開発を通じて、国際的なルール作りを主導する。

次世代半導体の量産に向け出資等を実施する。設備投資の支援やインフラ整備によるサ
プライチェーンの強靱化、設計開発の支援や高度人材の育成に取り組む。先端半導体の設
実装拡大・競争力強化に関する戦略を策定する。

関連企業、産業技術総合研究所、大学等が参画する地域コンソーシアムにおいて、将来
の市場・技術動向も踏まえ、企業人材等による継続支援を通じて、民間主導で中小企業の
半導体サプライチェーンへの参入を促進する。

権制度を整備することを検討する。

(デジタル人材)

独立行政法人情報処理推進機構において、2026年度に、デジタル人材育成のためのプラ
験体系への見直し、若手トップ人材の育成に取り組む。地域のデジタル人材の育成のため、
新しい地方経済・生活環境創生交付金について、デジタル人材への教育を推奨すべき取組
とし、地方公共団体による同交付金の活用を後押しする。

(デジタル行財政改革)

急激な人口減少に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジ
タルを最大限に活用して公共サービスの維持・強化と地域経済活性化を進め、社会変革を
実現するため「デジタル行財政改革取りまとめ2025」⁹⁰に基づき取組を実行する。国民生活
に密着し社会・経済的な重要性が高い分野(教育、子育て、医療、介護、モビリティ、イ
ンフラ、防災等)について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めると
ともに、国・地方の共通基盤の整備を推進する。「データ利活用制度の在り方に関する基

⁸⁵ ()

⁸⁶ 事会決定)。

⁸⁷ AI Safety Institute()

⁸⁸

⁸⁹ 当該取組が同交付金の重点配分事業の一つであることを明確化する。

⁹⁰ 13

制度について官民データ活用推進基本法⁹¹の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。これを下支えする個人情報保護法⁹²の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指す。

(デジタル・ガバメント)

デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画⁸⁰等に基づき、制度・業務・システムを整合的に推進する。効果の定量的把握など、費用対効果の見える化を進め、需要側・供給側の双方がデジタル化のメリットを実感できるように取り組むとともに、新たにアナログ規制を生まないよう、デジタル法制審査を強化する。データに基づく政策立案を推進するため、我が国の経済・財政と暮らしが見える化する「ジャパングッシュボード」を整備する。

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、円滑な取得環境の整備やカード機能のスマートフォン搭載、マイナポータル⁸¹の継続的改善に加え、住民に合わせた公共サービスをプッシュ型で届ける「オンライン市役所サービス」、より質の高い様々なサービスを一枚で受けられる「市民カード化」により、利便性の向上を推進する。国家資格のオンライン・デジタル化、マイナ保険証と医療費助成の受給者証等との一体化、マイナ救急の全国展開、マイナンバーカードと在留カードの一体化、マイナ免許証制度の円滑な運用など、様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。なりすましのないサービス提供など、デジタル認証アプリを用いてマイナンバーカードの民間分野における利活用を加速させ、デジタル公共インフラとして更なる定着を目指す。

地方公共団体の標準準拠システム移行に向けた取組とともに、移行後のシステム運用経費に係る総合的な対策に基づく取組を進める。「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」⁹³に基づき、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会が選定する業務・システムについて、国と地方が協力して共通化推進方針に沿う取組を順次進める。

準公共分野におけるデータ連携基盤の構築を含め、公共部門のシステムの共通化とモダン化やガバメントクラウド移行を推進し、デジタル・ガバメントの強化に取り組む。

(医療・介護)

高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築することについて、必要な支援策の検討を進め、2025年度中に示すことも含め必要な支援策の具体化を検討し、2025年12月の経過措置期間後はマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する。全国医療情報プラットフォーム⁹⁴を構築し、電子カルテ情報共有サービスの本格運用の具体的内容を2025年度中に示すことも含め必要な支援策の具体化を検討し、2025年12月の経過措置期間後はマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する。全国医療情報プラットフォーム⁹⁵を構築し、電子カルテ情報共有サービスの本格運用の具体的内容を2025年度中に示すことも含め必要な支援策の具体化を検討し、2025年12月の経過措置期間後はマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する。

⁹¹ 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)。
⁹² 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)。
⁹³ 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(2021年)。
⁹⁴ 全国医療情報プラットフォーム(2021年)。
⁹⁵ Personal Health Record

96

$$\left(\begin{array}{cccc} \square & \square & \square & \square \end{array} \right)$$

97

98

[illegible][illegible][illegible]

100 通院・介護、通勤・通学、買物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など

(量子技術・フュージョンエネルギー・マテリアル)

量子技術については、ユースケース創出・ビジネスモデル構築に取り組むとともに、初期需要の喚起に向けた検討を行うほか、国際標準化活動や拠点連携を推進する。フュージョンエネルギー及びマテリアルについては、新たな国家戦略¹¹⁴を踏まえた取組を推進する。

()

アントレプレナーシップ教育の充実、起業家の海外派遣・誘致・育成、海外への発信強

エコシステムを成長させる。高等専門学校における起業家教育やスタートアップの創出・成長を後押しする。政府及び地方公共団体による公共調達¹¹⁷を拡大し、スタートアップの新技術の社会実装を加速する。グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を具体化するため、基本方針に基づく先行的な取組として、国際研究、事業化支援及びフェローシップ事業を実施する。

ディープテック分野の起業から事業化・商用化までの支援を充実する。非上場株式の流通活性化、債務保証の拡大など、レイターステージや上場後を含む成長段階に応じて、資金が円滑に供給される環境を整備する。海外の標準的な取組の水準を目指し、ベンチャーを進める¹¹⁹。産業革新投資機構の出資機能の強化とともに、年金積立金管理運用独立行政法人のオルタナティブ投資¹²⁰について、上限に向けて、資産配分の検証¹²¹や体制の整備等¹²²の取組を進める。

プも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。のれんの会計処理の在り方に関する関係者の議論を後押しする。

「インパクトコンソーシアム」¹²³の議論を踏まえ、インパクトの測定・管理に必要なデータ・指標の整備や寄附の活用促進等の支援策を推進する。

()

(経済的連結性の向上)

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、戦後、国際社会が築き上げてきた自由貿易体制を揺るがしかねない。我が国は、米国に対して措置の見直しを強く求

¹¹⁴ () 14 ()
—— 知のバリューチェーンの構築を通じて —— ()
ベリタス戦略推進会議決定)。

¹¹⁵ 11 28

¹¹⁶ 2025

¹¹⁷ 広域で複数の地方公共団体が公共調達を行うことを含む。

¹¹⁸ 海外投資の呼び込みに向けた体制構築を含む。

¹¹⁹ ()

¹²⁰ ()

¹²¹

¹²² 他の投資家との連携を通じた投資手法の高度化、オルタナティブ投資資産の上限に向けた取組状況に対する毎年度の適切な評価を含む。

¹²³ 2023 11 が参画。

た同志国との協調を進め、各国との経済的連結性を高める。

(貿易・投資の拡大)

貿易プラットフォームの活用・データの標準化、商法¹²⁴改正による船荷証券電子化を含む
2028
10
¹²⁵
¹²⁶

野に加えて、資金決済等の金融サービスや知財等使用料を含め、我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。

スタートアップを含む日本企業の海外展開を政府一体で支援するため、2030年に45兆円の受注額を目指す「インフラシステム海外展開戦略2030」¹²⁷を推進する。在外公館を活用した官民連携、公的金融の支援機能及び貿易保険のリスク対応能力を強化する。グローバル
健康医療、防災、まちづくり、水循環等の分野におけるプロジェクトの実証支援に取り組む。
ウクライナ復興に向け、日本企業の現地の活動を支援する。

(中小企業の輸出・海外展開)

トマーケティングを支援するとともに、輸出実施段階では、専門家による伴走支援、海外

(コンテンツ産業の海外展開)

クリエイター支援基金の活用や更なる統合を含めて、クリエイター¹²⁸育成とコンテンツ海外展開の一貫的な支援や体制整備を進める。放送コンテンツについては、多様な知的財産の創出に向け、企画・開発段階における内外の配信・金融事業者とのマッチング、先端技術の活用促進等の支援を行う。レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。コンテンツ産業に関する統計データを整備する。

クリエイターをめぐる取引環境の改善・収益還元を促進するため、公正取引委員会において、2025年秋の結果公表を目指し、映画・アニメ分野の実態調査を行い、その結果を踏まえ、指針を策定する。映画業界における働き方の自主規制ガイドライン遵守やコンテンツ業界における価格転嫁の実現に向けた政府の取組を周知する。

「コンテンツと地方創生の好循環プラン」¹²⁹に基づき、コンテンツ地方創生拠点を選定し、アニメツーリズムやロケ誘致など、地域が一体となった取組を加速する。長期にわたる作品の制作及び海外からのロケ誘致を支援するとともに、ロケ撮影に係る許可の手続を

¹²⁴ 明治32年法律第48号。

¹²⁵ 「貿易手続デジタル化に向けたアクションプラン」(25)

¹²⁶ (Economic Research Institute for ASEAN and East Asia)

¹²⁷ 12 24

¹²⁸ 高度専門人材及び中核的専門人材を中心とする。

¹²⁹ 2025

円滑化・迅速化する。

(対日直接投資の促進)

2030年に対日直接投資残高を120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とすることを目指す。「対日直接投資促進プログラム2025」¹³⁰に基づき、関係府省庁が一体となっ
生活環境創生交付金における対日直接投資の誘致を支援する取組の推奨¹³¹、特区制度の活
の強化等の取組を進める。

(大阪・関西万博)

大阪・関西万博において、社会課題解決につながる技術の実証・発信を行うほか、日本全国の魅力発信、来場者の地方への誘客、国際交流及び対日直接投資にも資するビジネスマッチングの機会の提供に取り組み、それらの成果をレガシーとする。

2027年国際園芸博覧会に向けて、会場建設、参加招請、機運醸成など、着実な準備を進める。

()

資産運用立国に向けた更なる改革を実行する。全世代の国民が自身のライフプランに沿
税制改正の大綱¹³²に基づく拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。企業年金加入者のための運用の見える化を行う。家計の安定的な資産形成の基盤となる金融経済教育を充実する。成長分野への資金供給を強化する観点から、東証グロース市場の機能向上、イン
価証券報告書の株主総会前の開示の後押しにつながる制度横断的な検討、コーポレートガバナンス改革、銀証ファイアウォール規制¹³³の在り方についての検討を行うほか、資産運
アセットオーナー・プリンシプル¹³⁴の受入促進に取り組む。

2025 10 Japan Weeks に発信する。併せて、施策の推進に必要となる金融庁の体制を拡充する。

指名委員会等設置会社の機関設計について、取締役会の指名機能強化の重要性が高まっていることを踏まえ、問題点を解消する改良案の策定及び立法化に向けた検討を早急に進める。

¹³⁰

¹³¹ 当該取組が同交付金の重点配分事業の一つであることを明確化する。

¹³² 12 27

¹³³ 金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を顧客の同意を得ることなく共有することや利益相反となる行為を禁止する規制。

¹³⁴ アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則。

□ 国民の安心・安全の確保

()

国難級の大規模災害の発生が懸念される我が国において、国民の生命を守り抜き、国家・社会の機能を維持するため、複合的な災害の発生などにも備えた国家の危機管理体制の強化に取り組む。新技術の徹底活用など、官民の知恵を結集して災害対応力の向上に取り組むとともに、中長期的な視点を持ち、安全な区域での居住など、人口減少も見据え災害に強い国土・地域構造への転換を進める。世界の防災に貢献し、世界をリードする防災大国日本を実現する。

(防災体制の抜本的強化)

[illegible]

(防災・減災・国土強靱化の推進)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

〇 〇

靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化¹³⁶、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協働防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。経済発展の基

135 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

136 海岸の侵食対策、ため池の防災・減災対策及びグリーンインフラの活用推進を含む。

盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、フェーズフリー¹³⁷な仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。道路啓開計画の実効性向上に取り組む。デジタル等新技術の活用により、
 TEC-FORCE¹³⁸により、
 確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療提供体制の整備¹³⁹、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、制度的対応も含めた災害廃棄物処理体制の充実等に取り組む。地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、学校を始め避難所等の耐災害性の強化や再エネ・蓄電池の導入、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。

国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

()

(東日本大震災からの復興・再生)

福島復興なくして東北復興なし、東北復興なくして日本の再生なしとの決意の下、
 2025¹⁴⁰
¹⁴¹
 以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。

地震・津波被災地域では、心のケア等の中長期的課題に政府全体の施策も活用して対応する。国が前面に立って、原子力災害被災地域の復興・再生に取り組む。福島第一原発の
 い継続支援に万全を期す。日本産食品の輸入規制の即時撤廃を強く求める。除去土壌の復興再生利用を進めるとともに、県外最終処分に向けて政府一体で取り組む。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、まずは特定帰還居住区域の除染・インフラ整備等を進める。「区域から個人へ」という考え方の下、安全確保を大前提に、帰還困難区域における活動の自由化の検討を進める。避難指示解除地域の生活環境を整備する。手つかずの森林の再生に取り組む。地方創生との連携を強化しつつ、改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」¹⁴²を踏まえ、福島国際研究教育機構や新エネ社会構想の取組、農林水産業を含むなりわいの再建、エネルギー・ロボット・宇宙分野を含む新産業創出等を推進し、帰還・移住・定住を促進するとともに、「ふくしま浜通りサ

137 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。
 138 地方整備局等、地方運輸局、国土地理院、気象庁、研究機関等の災害対応を行う体制・機能及び職員の活動環境・処遇を
 139 ()
 140 ()
 141
 142

イクルルート」等を活用したホープツーリズム¹⁴³や文化芸術も活用して交流・関係人口を拡大する。

(能登半島地震からの復旧・復興及び防災対策の推進等)

し、さらに、復興の最中に奥能登豪雨によって二重の被災となったことを踏まえ、引き続き、一日も早い被災者の生活・生業の再建、インフラ等の復旧、公費解体、復興まちづくり計画に基づく事業、災害公営住宅の整備を推進するとともに、文化芸術も含めた能登の創造的復興を支援する。能登地域の観光復興に向け、復興状況に応じた手厚い旅行需要喚起策に取り組む。

新たな被害想定等を踏まえた南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火への対策、活火山法¹⁴⁴に基づく火山災害対策や、物質科学分析の推進など火山調査研究推進本部における調査研究、専門人材の育成・継続確保を推進するとともに、中枢管理機能のバックアップの観点も踏まえた危機管理体制の強化に取り組む。防災産業の育成、海外展開を推進する。

避難所環境の抜本的改善、衛生の確保に向け、発災時にトイレ、パーティション、簡易ベッド、温かい食事、入浴設備を速やかに提供できるような地方公共団体による資機材の備蓄への支援やプッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄、トレーラーハウス等の活用、洋式の快適トイレの推進、避難所となる学校の空調整備など、事前防災の取組を推進する。保健医療福祉活動チームや学校支援チーム等の体制整備・人材育成に取り組む。

地域における防災力の強化のため、改正災対法¹⁴⁵も踏まえ、災害ケースマネジメント、ボランティアへの参加促進を含む民間団体・企業との連携による被災者支援の担い手確保、被災者援護協力団体制度等による被災者支援活動の環境整備、災害中間支援組織の設置・機能強化、要配慮者避難対策、広域的な避難の円滑化を推進するとともに、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの活用促進によるタイムライン防災、地域の活性化や地方創生に資する防災拠点形成、省庁間や地方公共団体との連携による先進的・横断的な事前防災の取組への支援、防災教育、消防団を含む消防防災力の充実強化に取り組む。今般発生した大規模な林野火災を踏まえた予防・消火体制の対策強化を進める。複合災害の発生に備えるために、発災後の変状把握・安全度評価・リスクの周知等の応急対応を強化する。事前防災・事前復興まちづくりを進める。

上下水道の分散型システムの早期実用化、災害用井戸の活用を含めた地下水など、代替水源の確保、路面下空洞調査の実施、液状化対策、道の駅の拠点機能強化、通信・放送ネットワークの強靱化、コンビナートの耐震・耐浪化に取り組む。半島や離島の防災対策・国土強靱化を推進する。

()

¹⁴³ 震災・原子力発電所事故の被災地域をフィールドとした福島県が推進する学びの旅のこと。

144 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)。

[illegible]

(外交)

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた外交を展開¹⁴⁶することによって、国益を守るとともに、世界の安定と繁栄に向け国際社会をリードするため、外交力を強化する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟は地域の平和と
スへの関与の強化¹⁴⁷を通じ、グローバル・ガバナンスの強化に取り組む。

ウクライナ支援及び対露制裁を継続する。国際協力については、オファー型協力や改正
 148
 活用、国際機関等との連携強化、パレスチナ支援を始めとする人道危機対応、食料、保健、
 気候変動及びプラスチック汚染の分野における地球規模課題の解決を進めるため、様々な
 ()

革を含む国連の機能強化、国際機関を通じた規範形成や邦人職員の増強、国際法に基づく
()
派の育成、歴史認識や領土・主権に係る内外発信、文化外交の充実に取り組む。日朝平壤
宣言に基づき、拉致¹⁴⁹、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算
して、国交正常化を実現する。

外交・領事実施体制の抜本的強化のため、合理化・効率化を図りつつ、人的体制の強化、多様な働き方支援を含む財政基盤の整備、在外公館の強靱化、領事業務の充実、情報セキュリティ基盤の強化に取り組む。

(安全保障)

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中、「国家安全保障戦略」等¹⁵⁰に基づき、防衛力の
 の分野¹⁵¹を重視し、現有装備品を最大限有効に活用するための可動数向上や弾薬・燃料
 の確保、防衛施設の強靱化を推進する。装備品等の取得に当たっては、一層の効率化・合
 理化を徹底する。

「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」¹⁵²に基づき、人的基盤を強化するほか、衛生機能の強化にも取り組む。防衛大臣の危機管理に係

防衛生産基盤強化法¹⁵³を執行し、力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対応、防衛産業協力及び防衛装備移転を推進する。次期戦闘機の共同開発を含む研究開発、

146 日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認。中国を巡る諸課題について意見交換を行い、東シナ海や南シナ海等におけるあらゆる力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対することを確認し、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調。

147 アジア+日本」対話の枠組みを主導することを含む。

[illegible]

149 24 ()
 とときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題、とされた。

[illegible]

151 スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性。

[illegible]

153 (12 20) 54)

デュアルユースの担い手であるスタートアップを含めた民生の先端技術の活用を進め、革新的な技術を発掘し、育て、成果を社会に還元するエコシステムを構築する。日米同盟の抑止力と対処力を強化するとともに、同志国等との連携を強化する。在日米軍再編及び基地対策等を推進する。

防衛力の抜本的強化等の財源については、「防衛力整備計画」等に沿って、引き続き、
税制改正の大綱¹⁵⁴等の基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討する。

について、関係省庁の体制も整備しつつ更に推進する。エネルギー・食料等国家及び国民生活を支える基盤の戦略的強化の取組を推進する。

南西地域を含む住民の広域的な避難及び受入れに係る検討を行い、特に、先島諸島からの住民避難に係る受入れ基本要領を2026年度中にとりまとめるほか、武力攻撃を想定したシェルターの確保について、地下施設の一層の確保や2025年度中の実施方針の策定に取り組み、国民保護の体制を強化する。

海洋基本計画¹⁵⁵に基づき、海洋状況把握による総合的な海洋の安全保障等の取組を推進するほか、「海上保安能力強化に関する方針」¹⁵⁶に基づき、巡視船等の増強・更新、運航費の確保、無操縦者航空機等の新技術の活用推進、警察・自衛隊、外国海上保安機関との連携強化、人材確保・育成、勤務環境の改善や処遇の向上等を進める。

宇宙基本計画に基づき、衛星コンステレーションを構築するなど、安全保障に関する総合的な取組を強化する。

偽情報対策、人的情報を含む情報収集・分析や戦略的コミュニケーションの取組を強化するための体制・能力整備を進める。

(サイバーセキュリティ)

サイバー対処能力強化法等¹⁵⁷の運用に向け、新たな司令塔組織を中心とする体制を整備する。「サイバー空間を巡る脅威に対応するため喫緊に取り組むべき事項」¹⁵⁸に基づき、高度な情報収集・分析・共有に係る基盤の構築、政府横断的な監視機能の強化、2025年度中
活用した次世代サイバーセキュリティ技術(次世代暗号・量子耐性技術を含む)に係る研究開発プロジェクトの拡充及び国際標準化も視野に入れた社会実装の検討、中小企業を含むサプライチェーンにおける対策の強化、人材育成、国産技術を核とした対処能力の向上を推進し、国際競争力を強化する。2025年内を目途に、これらを含む新たな「サイバーセキュリティ戦略」を策定する。

()

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、同盟国・同志国等との連携、

¹⁵⁴ 12月23日

¹⁵⁵ 28日

¹⁵⁶ 12月16日

¹⁵⁷ () 42) () 43)

¹⁵⁸ 29日

¹⁵⁹ (2025)

育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。

外国の運転免許の日本の運転免許への切替手続(外免切替手続)について、運転免許の住所確認の厳格化や知識確認・技能確認の審査内容の厳格化を進める。外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。児童手当・就学援助の実態に即した適正利用を図る。

外国人による土地等の取得を含む国土の適切な管理・利用について、政府横断的な司令塔体制の下、総合的な検討を行う。外国人を含めた全国土地等の透明性を高めるため、土地に関連する台帳の所有者等の情報、データベースの充実について対応を検討する。

外国人観光客等の受入れと住民の生活の質の確保を両立させるため、観光・短期滞在者の犯罪・迷惑行為への対応を強化する。

「第二次再犯防止推進計画」¹⁶⁹に基づき、拘禁刑下の処遇拡充、保護司への支援の充実等¹⁷⁰を推進する。2025年度内に策定予定の次期犯罪被害者等基本計画¹⁷¹に基づき、施策を強化する。内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実、インターネット上の人権侵害へ

171 ○○○○○○(○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○)○○○○

(女性・高齢者の活躍)

全ての意思決定に女性が参画することを基本とし、男女共同参画の視点に立ち、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた政策・事業の計画・実施や男女別のデータ収集・分析の強化を進め、あらゆる分野における意思決定の質を向上させる。

解消に資するよう、女性の起業支援、改正女性活躍推進法¹⁹⁴による男女間賃金差異及び女性管理職比率の開示、仕事と育児・介護・女性の健康課題との両立支援、女性デジタル人
端の科学技術を学ぶ機会や理工系の女性ロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するなど、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域
一体となった取組及び大学上位職への女性登用を促進する。地方在住の女性向けのリ・ス
キリング支援を強化するとともに、スキルを活かした就労を支援する取組を促進する¹⁹⁵。

国立女性教育会館を機能強化した、機構法¹⁹⁶に基づく新機構の創設により、地域の男女共同参画を推進する。女性特有の健康課題¹⁹⁷及び性差に由来した健康課題¹⁹⁸への対応の普及に向け、女性の健康総合センターや大学、研究機関における調査研究や全国的なネットワーク体制の構築を進めつつ、中小企業の健康経営の取組への支援やフェムテックの利活用など女性の健康支援に取り組む。女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向を踏まえ、多様なニーズに対応可能な施設整備の促進を図る。

また、労働者に対するメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、労働者の健康増進と生産性の向上を図る観点から、労働者の健康づくりに関する施策の推進を図る。労働者の健康づくりの推進を図る観点から、労働者の健康づくりに関する施策の推進を図る。

民協働の支援体制の構築等の若年女性を含む困難な問題を抱える女性の支援に取り組む。

我が国が「超高齢社会」を迎える中、「高齢社会対策大綱」²⁰⁰に基づき、全ての世代の人にとって持続可能で、年齢に関わりなく希望に応じ活躍し続けられる社会を構築する。高齢期のニーズに応じたきめ細かなマッチングの推進等により、多様な就業等の機会の提供を官民連携して推進する。「認知症施策推進基本計画」²⁰¹を踏まえ、新しい認知症観に基づく施策を推進²⁰²するとともに、地方公共団体における計画策定を進める。認知症の人の成年後見制度の利用を促進する。身寄りのない高齢者等への支援や総合的な権利擁護支援について検討するとともに、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの実効性確保など独居高齢者に対する政府横断的な対応を行う。遺言制度の見直しを検討する。

193 2025 (10) 本部決定)。

194年法律第63号)。

¹⁹⁵ 時間や働く場の制約など、リ・スキリング後も就労できない要因の調査と柔軟に働ける場の創出支援を検討する。

[illegible]

197 女性特有のがんや骨粗しょう症、妊娠・出産・産後の不調、月経に由来する貧血等。

198 男性の更年期障害を含む。

199 (66) (67 号)の周知徹底、被害申告の困難さその他性的な被害の実態に係る調査の着実な実施を含む。

200 13

201 **12**

202 「共生に向けた認知症早期発見・早期介入実証プロジェクト研究」の成果のとりまとめや、認知症や軽度認知障害の早期発見・早期介入の実現に向けた取組を含む。

0 . 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

経済あつての財政という考え方は、経済政策の基本的な立場であり、今後もこの方向性を堅持する。経済の主役は企業・個人の活力であり、新たな行動を実行に移す企業・個人を、政府が様々な政策ツールにより積極的に後押しすることで経済成長を実現していくことが望ましい姿であり、それを力強く進める中で財政健全化を実現していく。その際、民間企業の予見可能性を高めるため、重要政策に複数年度で計画的に取り組んでいく観点も大させる中で、歳出構造の平時化を図る。

同時に、国債需給の悪化等による長期金利の急上昇を招くことのないよう、国内での国債保有を一層促進するための努力を引き続き行う必要がある。また、頻発する自然災害や安全保障環境の変化の中で、有事に備えた財政余力の確保の重要性は一層増しており、今後も市場で国債を安定的に発行できる環境を整えつつ、財政余力の確保のため、財政健全化に取り組んでいく必要がある。

(「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応を行うことと財政健全化目標に取り組むことを矛盾しないものにしていく。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。こうした取組を通じて、金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。

そうした中、金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確
 実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済
 財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度から2026年度を通
 じ、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、
 必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じ
 し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

203 | 2025 | 2030

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費²⁰⁴については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加²⁰⁵合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着手していく。

(税制改革)

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む²⁰⁶デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

。 。

() 。

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

²⁰⁴ 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

²⁰⁵ 水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目減りしないよう、相当額(+1,400億円程度)を上乗せし、+3,000億円程度とした。

²⁰⁶ () 。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

(中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現するため、各種データ分析・研

39

ともに、全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め国民に分かりやすく情報提供する。

(中長期的な介護提供体制の確保等)

医療・介護ニーズを抱える高齢者や独居高齢者が増加する中、要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中長期的な介護サービス提供体制の確保のための方向性を2025年中にまとめる。具体的には、2040年以降を見据え、人口減少や高齢化の進展によるサービス需要の地域差に応じ、中山間地域での柔軟な対応など各地域で地域包括ケアシステムを深化させるための方策を整理しつつ、地域医療構想を踏まえた医療・介護連携や介護予防の強力な推進、質の高いケアマネジメントの実現²¹⁵を含めた多職種間の連携や相談体制の充実、介護テクノロジーの社会実装に向けた実証・導入・伴走支援による生産性向上、事業者間の連携・協働化や大規模化の経営改善の取組や、ワーキングケアラーへの対応など官民連携による介護保険外サービスの普及、外国人を含む介護人材の確保・定着を支援する。有料老人ホームの運営やサービスの透明性と質を確保する。

介護保険制度について、利用者負担の判断基準の見直し等の給付と負担の見直しに関する課題について、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

(中長期的な医療提供体制の確保等)

2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、コロナ後の受診行動の変化も踏まえ、質が高く効率的な医療提供体制を全国で確保する。このため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進めつつ、かかりつけ医機能の発揮される制度整備、医療の機能分化・連携や医療・介護連携、救急医療体制の確保、必要な資機材の更新を含むドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制の確保、大学病院・中核病院に対する支援を通じた医師派遣の充実、臨床実習に専念できる環境の整備、適切なオンライン診療の推進、減少傾向にある外科医師の支援、都道府県のガバナンス強化等を進める。

地域医療構想については、地域での協議を円滑に進めるため、医療機関機能・病床機能の明確化、国・都道府県・市町村の役割分担など、2025年度中に国がガイドラインを策定し、各都道府県での2026年度以降の新たな地域医療構想の策定を支援する。

医師の地域間・診療科間の偏在への対応については、経済的インセンティブや規制的手法といった地域の医療機関の支え合いの仕組みを含めた総合的な対策のパッケージを順次実施し、その効果を検証する。

こうした医師の適正配置のための支援の在り方について、全国的なマッチング機能やリカレント教育、医学教育を含めた総合的な診療能力を有する医師の育成、医師養成過程の取組と併せて、2025年末までに検討を行う。地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需給や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める。また、偏在対策を含む看護職員の確保・養成や訪問看護における在宅医療介護の推進に取り組む。

医療保険制度について、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制²¹⁶を図りつ

²¹⁵ 介護支援専門員の更新研修の見直しを含む。

²¹⁶ 後期高齢者支援金を含む。

妊娠・出産・産後の経済的負担の軽減のため、2026年度を目途に標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進める。妊婦健診における公費負担を促進する。「出産ナビ」の機能を拡充するほか、小児周産期医療について、地域でこどもを安心して生み育てることができるよう、最先端の医療を含めた小児周産期医療体制の確保を図るため、産科・小児科医療機関を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、医療機関の連携・集約化・重点化を含めた必要な支援を行う。安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する。

(働き方に中立的な年金制度の構築)

公的年金については、働き方に中立的な制度を構築する観点から、改正年金法²¹⁸を踏まえ、更なる被用者保険の適用拡大や在職老齢年金制度の見直しを進めるとともに、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」²¹⁹の活用を促進する。

疼痛等の疾患に応じた対策、難病対策、移植医療対策²²³、アレルギー対策²²⁴、依存症対策、難聴対策、栄養対策、受動喫煙対策、科学的根拠等に基づく予防接種の促進を始めとした肺炎等の感染症対策²²⁵、更年期障害や骨粗しょう症など総合的な女性の健康支援²²⁶を推進する。運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、健康経営の普及、睡眠関連の市場拡大や企業支援に一層取り組む。

糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携などの多職種連携、歯科衛生士・歯科技工士の離職対策を含む人材確保、歯科
□
切な配置の検討を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められたデジタル化等の新技術・新材料の保険導入を推進する。また、自立支援・在宅復帰・社会復帰に向けたリハビリテーションの推進に取り組む。

科学的知見に基づき女性の負担にも配慮した乳がん検診の推進などががん検診の受診率の向上に向けた取組を含む。

(予防・健康づくり、重症化予防)

世界最高水準の健康寿命を誇る我が国の高齢者は、労働参加率や医療費でみても若返り
Well-being
り、性別や年齢に関わらず生涯活躍できる社会を実現する。データヘルス計画に基づく保
()
世代の職域でのがん検診を広く普及するため、受診率や精度管理の向上の取組を更に推進
デンスに基づくヘルスケアサービスを普及する。糖尿病性腎症の重症化予防等の大規模実
証事業を踏まえたプログラムの活用を進める。高齢者の社会参加促進や要介護認定率の低
下に向け、データを活用したエビデンスに基づく取組として、地域の多様な主体の連携協
力や、成果指向型の取組等による効果的な介護予防やリハビリテーションを充実する。

(創薬力の強化とイノベーションの推進)

政府全体の司令塔機能の強化を図りつつ、医薬品業界の構造改革を進めるとともに、「健
康・医療戦略」²²⁷に基づき、創薬エコシステムの発展やヘルスケア市場の拡大、創薬力の基
盤強化に向け、一体的に政策を実現する。新規ファースト・イン・ヒューマン試験実施
²²⁸
²²⁹
の体制を強化し、ヘルスケアスタートアップを強力に支援するほか、革新的医薬品等実用
化支援基金の対象を拡充することを検討し、創薬シーズの実用化を支援する。国民負担の
軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価²³⁰の実施、承認審査・相談体制
の強化、バイオ医薬品を含む医薬品の製造体制の整備や人材育成・確保により、国際水準
の研究開発環境を実現し、ドラッグラグ/ロスの解消やプログラム医療機器への対応を進
ナルセンターと医療機関が連携して担う実証基盤を整備するなど産業振興拠点機能及び開
発後期や海外展開に向けた研究開発支援を強化し、治療機器やプログラム医療機器を始め
とした日本発の医療機器の創出を促進する。

医薬品の安定供給に向け、抗菌薬等のサプライチェーンの強靱化や取り巻く環境の変化
を踏まえた持続可能な流通の仕組みの検討を図るとともに、感染症の流行による需要の急
激な増加といったリスクへの対策を講じ、基礎的な医薬品等²³¹の足元の供給不安に対応す
る。さらに、少量多品目構造解消に向けた後発医薬品業界の再編を推進するほか、バイオ
シミラーについて、国内生産体制の整備及び製造人材の育成・確保を着実に進め、使用を
促進する。当初の医師の診断や処方に基づき症状の安定している患者が定期的に服用する
医薬品や、低侵襲性検体である穿刺血を用いる検査薬を含む医薬品・検査薬の更なるスイ
を推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。全ゲノム解析を推進し、2025年度の事

²²⁷ 18

²²⁸ (MEDical Innovation Support Office)

²²⁹ (CARE Innovation Support Office)

²³⁰ 2024・2025年度薬価改定において新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる革新的新薬について薬価を基本的に維持したことを念頭に置いた革新的新薬の特許期間中の対応に関する創薬イノベーション推進の観点からの検討等。

²³¹ 日本薬局方収載医薬品の一部を含む。

用した創薬や再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発を推進するほか、新規抗菌薬開発に関する市場インセンティブなどにより薬剤耐性菌の治療薬を確実に確保するとともに、ワクチン・診断薬・治療薬など感染症危機対応医薬品等の開発戦略の策定・研究開発を推進する。イノベーションの推進や現役世代の保険料負担への配慮の観点から、費用対効果評価制度について、客観的な検証を踏まえつつ、更なる活用に向け、適切な評価手法、対象範囲や実施体制の検討と併せ、薬価制度上の活用や診療上の活用等の方策を検討する。標準的な薬物治療の確立に向け、休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査研究を進め、診療ガイドラインに反映していく。医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する。小中学生から献血に対する理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定確保、適正使用を推進する。アクションプラン²³²に基づく医療用等ラジオアイソトープの国産化及び利用促進に必要な体制整備等の取組を進める。

(国際保健の推進)

的に取り組む。「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプル・国医療人材育成、医療インバウンドを含む健康・医療・介護関連の国際展開、低所得国を中心にした感染症対策²³³や保健システム強化等の国際保健課題対策に係る貢献を促進する。

()

2024年の出生数²³⁴は、過去最少の約68.6万人まで減少するなど少子化の進行は危機的な状況である。また、いじめ、不登校、児童虐待や貧困、こどもの自殺増加など、今を生きるこどもを取り巻く状況も極めて深刻である。今を生きるそして将来生まれる全てのこども・若者の最善の利益を第一に考え、「こども未来戦略」²³⁵、「こども大綱」²³⁶及び「こどもまんなか実行計画2025」²³⁷に基づき、「こどもまんなか社会」を実現し、少子化の流れをWell-beingこどもを取り巻く環境や地域の子育て支援に係る状況、女性の継続就業率や男性の育休取得につなげるとともに、こども・若者や子育て世帯を始めとして国民の共感が得られるよう、丁寧な広報を行う。

²³² () 31
²³³ ワクチン接種率向上及び薬剤耐性菌感染症対策に係る国際連携を含む。
²³⁴ () ()
²³⁵ 12 22
²³⁶ 12 22
²³⁷

(加速化プランの本格実施と効果検証の徹底)

こどもを生み、育てたいという希望が叶う社会、こどもたちが健やかに育まれる社会の実現と少子化トレンドの反転を目指し、政策を総動員することが不可欠である。集中取組期間において、「経済・財政新生計画」や加速化プラン²³⁸に沿って、経済的支援、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援、共働き・共育での推進のための施策を本格実施する。具体的には、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、保育士配置の改善、こども誰でも通園制度の全国展開や、放課後児童クラブ等への支援²³⁹、子育て世帯への住宅支援に取り組むとWell-being効果の検証を徹底し、より効果的な施策への重点化など施策の見直しを検討する。このため、改革工程に基づく徹底した歳出改革を進めるなど財源確保を図るとともに、2026年度からのこども・子育て支援金制度の円滑な導入に向け、国民の共感を得られるよう制度の意義やその用途などの周知の準備を進めるほか、少子化の危機的かつ深刻な状況を踏まえ、官民が連携し、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成する。

(若者支援及び困難に直面するこどもの支援を始めとするこども大綱の推進)

全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支えていく。このため、「経済・財政新生計画」やこども大綱に沿って関連施策を進める。こども・若者シェルターなど、虐待等により困難に直面するこどもや青年期の若者等の支援を強化する。若者が主体となって活動する団体等が抱える資金不足や構成員の維持困難等の課題²⁴⁰を踏まえた活動継続を支える施策や、各種審議会等の委員登用を含む、こども・若者の意見反映・社会参画を推進するほか、官民が連携した若者のライフデザイン(将来設計)支援や結婚支援を行う。

「はじめの100か月の育ちビジョン」²⁴¹に基づく幼児期までの育ちの質の向上、「こどもの居場所づくりに関する指針」²⁴²に基づく支援、保育現場の負担軽減や改正児童福祉法²⁴³に基づく保育人材の確保等を進める。産後ケア事業、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査や乳幼児健診など母子保健対策や不妊症、不育症の相談支援、流産・死産経験者へ

卵子凍結の知見収集や知識の普及の環境整備を行う。こども性暴力防止法²⁴⁵の施行準備や

「生命(いのち)の安全教育」の推進、青少年のインターネットに関する課題への対応、こども視点での防災対策などこどもの安心・安全対策やこどもまんなかまちづくりを進める。こども食堂・こども宅食や、学習支援、体験機会の提供など、こどもの貧困解消や見守り強化を行う。こどもの状況も踏まえたひとり親家庭への養育費確保を含めた多面的で伴走型の支援を強化するとともに、経済社会の動向等も踏まえ、就業支援や経済的支援の在り方を検討する。職員配置などこども家庭センター等の体制強化や訪問による支援、認定資格の取得促進など、児童虐待の予防に取り組む。性被害を受けたこどもに配慮した支援体

²³⁸ () 12 22 ()

²³⁹ 実施に当たっては、多様な体験活動を推進すること。

²⁴⁰ こども家庭庁「若者が主体となって活動する団体に関する調査研究」報告書。

²⁴¹ () 12 22 ()

²⁴² 12 22

²⁴³ () 29 ()

²⁴⁴ 22 に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う概念で

²⁴⁵ () 69 ()

252等に相談できる環境の整備、校内外教育支援センターの機能強化、医療・福祉との連携強化による不登校・重大ないじめ・自殺予防対策、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進²⁵³等²⁵⁴により誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上や、豊かな感性や創造性を育むための体験活動・読書活動を推進するとともに、体力向上や視力低下予防、歯科保健活動の推進等を通じて、子どもの健康増進を図る。また、国際交流活動の推進等を通じて、英語教育を推進する。我が国の発展を支える専門人材育成のため、産業界等からの人材派遣²⁵⁵等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。

急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。日本人海外留学生年間50万人・外国人留学生受入れ年間40万人目標²⁵⁶の実現に向け、官民一体での支援策の戦略的活用に取り組む。

研究時間の確保や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全

も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する。科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。官民連携による、先端大型研究施設²⁵⁷の戦略的な整備・共用・高度化の推進²⁵⁸や、高度専門人材の育成・確保、博士課程学生や若手研究者の安定ポスト確保による処遇向上、産学官の共創の場の形成²⁵⁹、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進などによる研究環境の確保により、我が国の研究力を維持・強化する。長期的ビジョンを持った国家戦略として次期「科学技術・イノベーション基本計画」を2025年度内に策定した上で、指標を用いた進捗状況の把握・評価を実施し、その成果を活かしつつ科学技術・イノベーション政策を推進する。

日本学術会議が、新法²⁶⁰に基づき、学術の向上発達と社会課題の解決への寄与に向けて機能強化を進めることを支援する。

[illegible]

254 学校施設の防災機能強化と一体的な老朽化対策の実施を含む

256 目標の実現に当たっては、外国人留学生の出身国・地域の多様性に留意する。

²⁵⁸ 生物・医学、素粒子物理学、天文学、情報学といった、世界の学術フロンティアなどを先導する国際的なものを含む。

260 ()

()

(持続可能なインフラマネジメントとまちづくりの高度化)

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進める。広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・データの活用、事業者間や官民の連携促進により、予防保全型への本格転換や維持管理の高度化・効率化、地域の将来像を踏まえた集約・再編や公的ストックの適正化を推進するとともに、老朽化対策の効果の見える化を進める。受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策について検討を行う。

立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて広域的な都市圏のコンパクト化を進める。エリア価値向上に向けた地域に根ざ() PLATEAU) くり・防災の高度化や新ビジネス創出を進める。

(公共投資の効率化・重点化)

i-Construction 2.0を推進し、建設現場の自動化・省人化を進めるとともに、女性・外国人を始め多様な人材の活躍を推進し、建設業の担い手の確保・育成に取り組む。

災害の激甚化・頻発化、インフラ老朽化の更なる進行の中で、社会資本が将来にわたって機能を発揮するとともに、民間事業者が安心して設備投資²⁶³や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保しつつ、実

()

ける伴走支援体制の構築や、検討手続の効率化・検討期間の短縮化を推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築、分野横断型・広域型の案件形成の促進、空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション、地域プラットフォームを活用した官民の連携強化に取り組む。

(持続可能な土地及び水資源の利用・管理)

持続可能な土地の利用・管理の実現に向け、非宅地化を含む土地利用の円滑な転換に取り組む。地方公共団体への後押しを含め、防災性向上や地方創生に資する空き家対策について、改修・流通促進などの総合的な取組と、相続・住所氏名変更登記義務化の周知・体

²⁶¹ Building Information Modeling

²⁶² Project LINKS

²⁶³ 資機材としての作業船の確保を含む。

²⁶⁴ () ()

断的・網羅的に点検し、見直しを進める²⁶⁹。その際、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。

- ・ 公定価格(医療・介護・保育・福祉等)の引上げ
- ・ 働き手の賃上げ原資を確保できる官公需における価格転嫁の徹底を省庁横断的に推進する。

269 長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として、交通遺児育成給付金、子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援制度)、食事支給に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。

